

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案

新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

| 改正案                  |  |            | 現行                   |  |            |
|----------------------|--|------------|----------------------|--|------------|
| 別表 1（第 3 条関係）<br>（略） |  |            | 別表 1（第 3 条関係）<br>（略） |  |            |
| 別表 2（第 3 条関係）<br>（略） |  |            | 別表 2（第 3 条関係）<br>（略） |  |            |
| 無線局の目的               | 免許の主体及び開設の理由   | 通信事項       | 無線局の目的               | 免許の主体及び開設の理由   | 通信事項       |
| （略）                  | （略） （略）  | （略）        | （略）                  | （略） （略）  | （略）        |
|                      | <p>53 地方公共団体、高速道路株式会社法第 1 条に規定する会社、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 47 条第 1 項の規定により免許を受けた者又は地方道路公社法により設立された地方道路公社が、道路及びそれに付帯する設備の整備並びにその管理の事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</p> | 道路管理に関する事項 |                      | <p>53 地方公共団体、高速道路株式会社法第 1 条に規定する会社又は道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 47 条第 1 項の規定により免許を受けた者が、道路及びそれに付帯する設備の整備並びにその管理の事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</p> | 道路管理に関する事項 |
| （略）                  | （略） （略）  | （略）        | （略）                  | （略） （略）  | （略）        |
|                      | <p>57 ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 3 条のガス小売事業の登録を受けた者、同法第 35 条の一般ガス導管事業の許可を受けた者又は同法第 72 条第 1</p>  | ガス事業に関する事項 |                      | <p>57 ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 3 条の一般ガス事業の許可若しくは同法第 37 条の 2 の簡易ガス事業の許可を受けた者又は同法第 37 条の 7 の 2</p>  | ガス事業に関する事項 |

|     |   |                 |
|-----|---|-----------------|
|     | <u>項の特定ガス導管事業の届出若しくは同法第 86 条第 1 項のガス製造事業の届出を行った者が、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保に必要な通信を行うために開設するものであること。</u> |                 |
| (略) | (略) (略)   | (略)             |
|     | 131 ～ (略)<br>134  | スポーツ・レジャーに関する事項 |
|     | 135 スポーツの振興に寄与すると認められる <u>活動を行う団体又は法人が、当該活動の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>                           | する事項            |
| (略) | (略) (略)   | (略)             |

(略)

別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準

第 1 ～ 第 14 (略)

第 15 アマチュア局

1 ～ 19 (略)

20 外国人が開設するアマチュア局について

(1) ～ (4) (略)

(5) 免許申請手続等

ア 提出書類

申請者が次に掲げる者であるときは、無線局免許申請書、無線

|     |  |                 |
|-----|--|-----------------|
|     | <u>第 1 項のガス導管事業の届出を行った者が、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保に必要な通信を行うために開設するものであること。</u> |                 |
| (略) | (略) (略)  | (略)             |
|     | 131 ～ (略)<br>134   | スポーツ・レジャーに関する事項 |
|     | 135 スポーツの振興を通じて <u>社会の発展に寄与すると認められる団体が、その目的の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>  | する事項            |
| (略) | (略) (略)  | (略)             |

(略)

別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準

第 1 ～ 第 14 (略)

第 15 アマチュア局

1 ～ 19 (略)

20 外国人が開設するアマチュア局について

(1) ～ (4) (略)

(5) 免許申請手続等

ア 提出書類

申請者が次に掲げる者であるときは、無線局免許申請書、無線

局事項書及び工事設計書（イにおいて「免許申請書等」という。）のほかそれぞれに掲げる書類が添付されていること。

(ア) (2)のアの者

A・B (略)

C B以外の者であるときは、次に掲げる書類

① Bの①又は③の書類

② (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ (略)

21～30 (略)

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係 (略)

第2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用無線局

(1)～(16) (略)

(17) 公共業務用(通信事項が道路管理に関する事項の無線局(高速道路の管理に使用するものに限る。))の場合に限る。)

通信事項が道路管理に関する事項の陸上移動業務の局(高速道路株式会社法第2条第2項に規定する高速道路を管理する者の開設するものに限る。)の審査は、次の基準により行う。

ア・イ (略)

(18)～(21) (略)

3 その他の一般無線局

(1)～(5) (略)

局事項書及び工事設計書(イにおいて「免許申請書等」という。)のほかそれぞれに掲げる書類が添付されていること。

(ア) (2)のアの者

A・B (略)

C B以外の者

① Bの①の書類

② (略)

(イ)・(ウ) (略)

イ (略)

21～30 (略)

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係 (略)

第2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用無線局

(1)～(16) (略)

(17) 公共業務用(通信事項が道路管理に関する事項の無線局(高速道路の管理に使用するものに限る。))の場合に限る。)

通信事項が道路管理に関する事項の陸上移動業務の局(高速道路株式会社法第5条第1項各号の規定に基づいて事業を営む高速道路株式会社のものに限る。)の審査は、次の基準により行う。

ア・イ (略)

(18)～(21) (略)

3 その他の一般無線局

(1)～(5) (略)

(6) 一般業務用（通信事項が地域振興に関する事項の無線局の場合に限る。）

通信事項が地域振興に関する事項の無線局の審査は、次の基準により行う。

ア 免許主体等

免許主体及び構成員等については、次のとおりであること。

| 免許主体     | 想定される構成員（会員）                          |
|----------|---------------------------------------|
| (略)      | (略)                                   |
| 〇〇地域福祉協会 | 医師会、福祉事務所、身体障害者個人等                    |
| 〇〇漁業振興協会 | 漁業協同組合、魚市場、水産加工業者、マリーナ、小型漁船等の所有者、市町村等 |

イ 根本基準の適用

通信事項が地域振興に関する事項の無線局は、根本基準第 8 条に規定するその他の一般無線局に該当するものであること。

ウ 無線局の局種

業務区域を陸上のみとするものにあつては、基地局及び陸上移動局とし、業務区域を陸上及び海上とするものにあつては、携帯基地局及び携帯局とする。

エ 周波数等

(ア) 回線制御方式は特定チャネルを持たない MCA 方式であること。

(イ) 使用周波数は、次によること。

A アナログ通信方式のもの（無線設備規則第 58 条の規定に適合するもの）

使用周波数は、一の免許人が同一地域内において開設する場

(6) 一般業務用（通信事項が地域振興に関する事項の無線局の場合に限る。）

通信事項が地域振興に関する事項の無線局の審査は、次の基準により行う。

ア 免許主体等

免許主体及び構成員等については、次のとおりであること。

| 免許主体     | 想定される構成員（会員）       |
|----------|--------------------|
| (略)      | (略)                |
| 〇〇地域福祉協会 | 医師会、福祉事務所、身体障害者個人等 |

イ 根本基準の適用

通信事項が地域振興に関する事項の無線局は、根本基準第 8 条に規定するその他の一般無線局に該当するものであること。

ウ 周波数等

(ア) 回線制御方式は特定チャネルを持たない MCA 方式であること。

(イ) 使用周波数は、一の免許人が同一地域内において開設する場合、別表 1 に規定する範囲の 1 の周波数ブロックに限るものであること。ただし、周波数ブロック数について、通信トラヒックの増加により運用に支障を来すなど特に必要が認められる場合はこの限

合、別表 1 に規定する範囲の 1 の周波数ブロックに限るものであること。ただし、周波数ブロック数について、通信トラヒックの増加により運用に支障を来すなど特に必要が認められる場合はこの限りでない。

**B** デジタル通信方式のもの（無線設備規則第 57 条 3 の 2 の規定に適合するもの）

使用周波数は、一の免許人が同一地域内において開設する場合、別表 1 に規定する範囲の 1 の周波数ブロックに限るものであること。ただし、移動する無線局数が次表に掲げる標準的収容可能無線局数を超える場合であつて、かつ、実通信トラヒックの増加により運用に支障を来すなど特に必要が認められる場合には、別表 1 に規定する周波数の範囲内において、次表に掲げる周波数の数を指定することができる。

| <u>周波数の数</u> | <u>標準的収容可能無線局数</u> |
|--------------|--------------------|
| <u>5</u>     | <u>230</u>         |
| <u>6</u>     | <u>310</u>         |
| <u>7</u>     | <u>400</u>         |
| <u>8</u>     | <u>490</u>         |
| <u>9</u>     | <u>580</u>         |
| <u>10</u>    | <u>680</u>         |
| <u>11</u>    | <u>770</u>         |
| <u>12</u>    | <u>870</u>         |

(7) 一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の

りでない。

(7) 一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局（モ

場合に限る。)

ア モータースポーツのために開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。

イ 免許人

電波の公平かつ能率的な利用を図ることによって、モータースポーツの安全性を確保し、モータースポーツの健全な発展に寄与すると認められる団体であること。

ロ 無線局の種別

陸上移動局であること。

ハ 通信の相手方

免許人所属の陸上移動局であること。

ニ 通信事項

スポーツ・レジャーに関する事項であること。

ホ 電波の型式

F2D及びF3Eであること。

ヘ 空中線電力

5Wであること。ただし、423.1125MHzから424.1750MHzまでの周波数を使用する無線局にあつては、「鈴鹿サーキット」、「富士スピードウェイ」及び「スポーツランドSUGO」のサーキット敷地内を移動する車載用として運用する場合以外は、3W以内で運用するものであること。

ヒ 運用許容時間

常時であること。

フ 移動範囲

参考の2に記載した各サーキット敷地内に限ること。ただし、

モータースポーツ競技に使用するものに限る。) の場合に限る。)

モータースポーツのために開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。

イ 免許人

電波の公平かつ能率的な利用を図ることによって、モータースポーツの安全性を確保し、モータースポーツの健全な発展に寄与すると認められる団体であること。

ロ 無線局の種別

陸上移動局であること。

ハ 通信の相手方

免許人所属の陸上移動局であること。

ニ 通信事項

スポーツ・レジャーに関する事項であること。

ホ 電波の型式

F2D及びF3Eであること。

ヘ 空中線電力

5Wであること。ただし、423.1125MHzから424.1750MHzまでの周波数を使用する無線局にあつては、「鈴鹿サーキット」、「富士スピードウェイ」及び「スポーツランドSUGO」のサーキット敷地内を移動する車載用として運用する場合以外は、3W以内で運用するものであること。

ヒ 運用許容時間

常時であること。

フ 移動範囲

参考の2に記載した全国15か所の各サーキット敷地内に限ること。た

423MHzから423.1MHzまでの周波数を使用する無線局についてはこの限りでない。

ケ 通信方式

単信方式であること。

コ 開設に当たっての指導事項

免許に際しては、次の事項について関係者に対して十分指導を行うこと。

A 申請者が定める定款や無線局運用管理規程等により、無線局の管理が適正に行われるものであること。

B 1チーム1名以上の無線従事者(第3級陸上特殊無線技士以上の資格)を確保すること。

C 空中線の高さは必要最小限とすること。

[参考]

1 無線局の使用形態

車に搭載して使用する、携帯して使用する、又はサーキットのピット内に送受信機を置いて空中線はピットの屋根に簡易設置して使用するという形態で使用される。

また、1チームで2波を使用する場合は、ピット内の無線局で自動中継を行うことになる。

2 サーキット名

十勝インターナショナルスピードウェイ

スポーツランドSUGO

エビスサーキット

日本海間瀬サーキット

筑波サーキット

だし、423MHzから423.1MHzまでの周波数を使用する無線局についてはこの限りでない。

ケ 通信方式

単信方式であること。

コ 開設に当たっての指導事項

免許に際しては、次の事項について関係者に対して十分指導を行うこと。

ア 申請者が定める定款や無線局運用管理規程等により、無線局の管理が適正に行われるものであること。

イ 1チーム1名以上の無線従事者(第3級陸上特殊無線技士以上の資格)を確保すること。

ウ 空中線の高さは必要最小限とすること。

[参考]

1 無線局の使用形態

車に搭載して使用する、携帯して使用する、又はサーキットのピット内に送受信機を置いて空中線はピットの屋根に簡易設置して使用するという形態で使用される。

また、1チームで2波を使用する場合は、ピット内の無線局で自動中継を行うことになる。

2 全国サーキット所在地

十勝インターナショナルスピードウェイ

北海道河西郡更別村字弘和477番地

HSP北海道スピードパーク

北海道蛇田郡倶知安町字峠下155

スポーツランドSUGO

ツインリンクもてぎ

スポーツランド山梨

富士スピードウェイ

鈴鹿サーキット

岡山国際サーキット

中山サーキット

阿讃サーキット

オートポリス

宮城県柴田郡村田町菅生6-1

仙台ハイランドレースウェイ

宮城県仙台市青葉区新川早坂12

エビスサーキット

福島県二本松市沢松倉1番地

日本海間瀬サーキット

新潟県新潟市西蒲区間瀬610

筑波サーキット

茨城県下妻市村岡乙

ツインリンクもてぎ

栃木県芳賀郡茂木町大字桧山120番地1

スポーツランド山梨

山梨県韮崎市穂坂町柳平2492

富士スピードウェイ

静岡県駿東郡小山町大御神

鈴鹿サーキット

三重県鈴鹿市稲生町7992

岡山国際サーキット

岡山県美作市滝宮1210

中山サーキット

岡山県和気郡和気町大中山751

阿讃サーキット

徳島県三好郡東みよし町東山字滝久保319

オートポリス

大分県日田市上津江町上野田字尾岳1110-12

イ 競技訓練用として開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。

(ア) 免許主体及び開設の条件

A 免許主体

スポーツの競技会(広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような競技会を除く。以下同じ。)を主催し、共催し、又は主管する法人であること。

B 開設の条件

競技場(収容人員が15,000人以上のもの又は収容人員が15,000人未満のものであって、他の無線システムと共用可能なことが確認された別に定めるものに限る。)で開催するスポーツの競技会において、その競技の円滑な進行及びその訓練に使用するものであること。

(イ) 通信事項

スポーツ・レジャーに関する事項であること。

(ウ) 移動範囲

(ア)Bの条件を満たす競技場内であること。

ウ ゴルフ競技運営のために開設する陸上移動業務の無線局の審査は次の基準により行う。

(ア) 免許人

ゴルフ競技の運営を行う団体又は法人であること。

(イ) 無線局の種別

免許人所属の陸上移動局であること。

(ウ) 通信事項

スポーツ・レジャーに関する事項であること。

(エ) 周波数等

A 別表「地域周波数利用計画策定基準一覧表」に規定する範囲内であること。

B 中継を行う陸上移動局の周波数の指定については、423.125MHz から 423.175MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 5 波から行うこと。

(オ) 工事設計等

通信方式は、2 周波半複信方式であること。

(カ) 移動範囲

全国とすること。

(キ) 開設に当たっての指導事項

当該無線局の運用に関しては、同一周波数を使用するモータースポーツ競技・訓練用の無線局の免許人との間で事前に運用調整を行うこと。

(8)～(19) (略)

(8)～(19) (略)

(20) 一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局（モータースポーツ競技に使用する無線局を除く）の場合に限る。）競技訓練用として開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。

ア 免許主体及び開設の条件

(ア) 免許主体

スポーツの競技会(広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような競技会を除く。以下同じ。)を主催し、共催し、又は主管する法人であること。

(イ) 開設の条件

(20) (略)

4 (略)

第3～第5 (略)

競技場(収容人員が15,000人以上のもの又は収容人員が15,000人未満のものであって、他の無線システムと共用可能なことが確認された別に定めるものに限る。)で開催するスポーツの競技会において、その競技の円滑な進行及びその訓練に使用するものであること。

イ 通信事項

スポーツ・レジャーに関する事項であること。

ウ 移動範囲

ア(イ)の条件を満たす競技場内であること。

(21) (略)

4 (略)

第3～第5 (略)